

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案  
 規制の名称：国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等  
 規制の区分：新設、改正（**拡充、緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
 担当部局：貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課  
 評価実施時期：令和4年3月

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

大量破壊兵器等<sup>1</sup>の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等<sup>2</sup>に関連する貨物及び技術については、約40カ国が参加する国際輸出管理レジーム<sup>3</sup>において、毎年各国が協調して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象等とする貨物及び技術の内容を合意している。

平成29年の国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を規制対象とすることが合意され、我が国も合意国として規制対象となった貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを行い規制対象に追加した。合わせて、規制対象外とすることが合意された一部の貨物及び技術について国内関連法の見直しを行い規制対象から除外した（これらの措置は平成30年11月に実施）。

平成30年9月の事前評価時からその後現在に至るまで、追加規制の事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。

1 大量破壊兵器等：核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。

2 開発等：開発、設計、製造、使用。

3 国際輸出管理レジーム：NSG（核関連）、AG（生物・化学兵器関連）、MTCR（ミサイル関連）、WA（通常兵器関連）。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差

し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

当該規制は軍事利用可能な貨物、技術が懸念国・組織に流出することこれらの貨物、技術を有する国々が協調して防止するもの。もし当該規制の拡充がなされていなければ、我が国を迂回拠点として国際的な管理の枠組みが機能しなくなる。また、規制の緩和がされていなければ、過剰な規制を我が国企業に対して課していた可能性がある。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

#### [事前評価時の測定指標]

今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術のうち、新たに規制対象となる貨物及び技術について、企業等における遵守費用として、許可申請手続きに係る作業コストの増加が見込まれる。具体的には、企業等において、取り扱っている貨物及び技術の内容が、今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術に該当するか否かの確認が必要となるとともに、該当する貨物及び技術の場合には、許可申請手続きに係る書類の作成等が発生し、組織内の管理体制の拡大が必要となる場合も考えられる。

#### [遵守費用]

国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術の内容は、規制対象となる仕様が非常に詳細に定められており、①これを満たす貨物及び技術を取り扱っている国内の企業等がどれだけ存在するのか特定することが困難であること、②管理体制の整備に係るコスト等について、企業等の自らの個別の判断に依存することなどから定量的な分析が困難である。

なお、企業において許可を得るための作業コストは1件当たり約29,000円\*と推計される。

※ 許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。

作業時間 5 時間 × 2 名 = 10 時間

約 2,900 円 = (民間給与実態統計調査 (国税庁、令和元年) の平均給与額 (年間)) 5,034 千円 ÷ (労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間 (実労働時間数) 事業所規模 30 人以上) 1,734 時間 (以下同じ)

10 時間 × 約 2,900 円 = 約 29,000 円

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### [事前評価時の測定指標]

行政費用として、外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関においては、新たに規制対象となる貨物及び技術について、説明会等を通じた企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等が必要となる。

### [行政費用]

企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等の費用が発生した。他方、外為法に基づく輸出の審査や関係企業への周知等は定常的な業務の中で随時行っており、それに加えて追加の費用は限定的である。

経済産業省本省職員による説明会を開催 (3 回程度) しており、説明会業務に 1 人で約 90 分を要すると仮定すると、時給 (約 2,600 円 (※)) × 1 人 × 90 分 / 60 分 × 3 回 = 約 11,700 円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。

また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務 1 件辺りに要する人員数、作業数を 1 人で 120 分と仮定すると、時給 (約 2,600 円 (※)) × 1 人 × 120 分 = 約 5,200 円が 1 件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。

※417,230 円 (国家公務員 (全職員) の平均給与月額) ÷ (8 時間 × 5 日 × 4 週) = 約 2,600 円 (平均給与月額は「令和 3 年国家公務員給与等実態調査の結果概要 (令和 3 年 10 月人事院)」より)

## ⑥ 効果 (定量化) の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、

かい離がある場合、その理由を記載する。

[効果]

国際輸出管理レジームにおいて新たに規制対象等とすることが合意された貨物及び技術の管理を国際協調の下で我が国の関係法令に着実に反映させることは必要不可欠であり、合意内容を過不足なく実施することにより、国際的な平和及び安全の維持に寄与し、国際的な信頼の獲得が可能となる。

また、我が国が国際的な合意を適切に実施していることを前提に、他国からの輸入の際に、企業は当該他国における簡便な輸出手続の便益を得ることができている。

[効果予測との比較]

事前評価後においても、引き続き我が国として国際輸出管理レジームに参加し、各国と協調して規制対象とすべき貨物及び技術の範囲の議論に関わっている。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

国際的な信頼の獲得により得られる便益を金銭価値化することは困難。また、これに伴う、企業等における便益を金銭価値化することは困難。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

規制の拡充により、外国への輸出または技術の提供にあたって経産大臣の許可を得る必要のある貨物及び技術の範囲が広がっているが、申請を受けた上で安全保障上問題の生じない案件については許可しており、副次的な影響及び波及的な影響は生じない。申請また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても外為法執行業務の中で特段把握されたものはない。

### 3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の導入に伴い発生した費用については、遵守費用及び行政費用については定量的な算定が困難である。一方、便益については、国際輸出管理レジームにおいて規制対象等とすることが合意された貨物及び技術を我が国の関係法令に着実に反映させることで、国際的平和及び安全の維持に寄与し、国際的な信頼の獲得が可能となることから、引き続き、国際協調的な輸出管理を行う必要性が認められる。

国際輸出管理レジームにおいては、輸出管理の対象となる貨物及び技術の見直しが毎年実施されている。これに合わせて、我が国でもおおよそ1年に1階の頻度で関係法令の見直しを行う必要がある。

令和2年にも、国際輸出管理レジームにおける対象貨物及び技術の見直しが合意された。これを踏まえ、令和3年度に国内の事業者の意見も踏まえ、国内法令の改正につき検討をしたが、省令以下の軽微な改正で国際的な合意を担保することができたため、外国為替令及び輸出貿易管理令の改正は行わなかった。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

規制の名称：国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

評価実施時期：平成 30 年 9 月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

大量破壊兵器等<sup>1</sup>の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等<sup>2</sup>に関連する貨物及び技術については、約 40 カ国が参加する国際輸出管理レジーム<sup>3</sup>において、毎年各国が協調して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象等とする貨物及び技術の内容を合意している。

昨年の国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を新たに規制対象等とすることが合意され、我が国も合意国として新たな貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを行う必要がある。仮に新たに規制対象となった合意内容を措置しない場合、国際協調の下で実施することとしている輸出及び技術の管理が担保されず、国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることや、他の合意国との貿易において簡便な手続等の措置を受けられなくなるなど経済や企業活動等に支障が生じるおそれがある。また、規制対象外となった合意内容を措置しない場合、企業等に過剰な規制を行うこととなり、我が国経済の健全な発展の妨げとなる。

<sup>1</sup>大量破壊兵器等：核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。

<sup>2</sup>開発等：開発、設計、製造、使用。

<sup>3</sup>国際輸出管理レジーム：NSG（核関連）、AG（生物・化学兵器関連）、MTCR（ミサイル関連）、WA（通常兵器関連）。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

国際的な安全保障環境を維持、強化する必要性は益々高まっており、軍事利用可能な貨物、技術が懸念国・組織に流出することを防止することが必要。このためには、これらの貨物、技術を有する国々が協調して輸出管理を行うことが必要であり、仮に一部でも規制が緩ければ、そこを迂回拠点として国際的な管理の枠組みが機能しなくなる。

このため、他国と同様の措置として、外為法に基づく輸出許可制を採る必要があり、また、国際合意の内容を適切に反映するための改正が不可欠である。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

### (遵守費用)

今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術のうち、新たに規制対象となる貨物及び技術について、企業等における遵守費用として、許可申請手続きに係る作業コストの増加が見込まれる。具体的には、企業等において、取り扱っている貨物及び技術の内容が、今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術に該当するか否かの確認が必要となるとともに、該当する貨物及び技術の場合には、許可申請手続きに係る書類の作成等が発生し、組織内の管理体制の拡大が必要となる場合も考えられる。

### (行政費用)

行政費用として、外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関においては、新たに規制対象となる貨物及び技術について、説明会等を通じた企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等が必要となる。

これらは国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術の内容は、規制対象となる仕様が非常に詳細に定められており、①これを満たす貨物及び技術を取り扱っている国内の企業等がどれだけ存在するのか特定することが困難であること、②管理体制の整備に係るコスト等について、企業等の自らの個別の判断に依存することなどから定量的な分析が困難となる。同様に、行政機関の実務に及ぶ行政費用についても、①の把握が困難であり、許可申請手続きの書類の確認等もこれに依存するため、定量的な分析は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制対象外とすることが合意された貨物及び技術については、技術革新等により国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることがないとして合意されたものであり、これにより悪影響等は発生せず、モニタリング等も不要なことから、行政費用は発生しない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

国際輸出管理レジームにおいて新たに規制対象等とすることが合意された貨物及び技術の管理を国際協調の下で我が国の関係法令に着実に反映させることは必要不可欠であり、合意内容を過不足なく実施することにより、国際的な平和及び安全の維持に寄与し、国際的な信頼の獲得が可能となる。

また、我が国が国際的な合意を適切に実施していることを前提に、他国からの輸入の際に、企業は当該他国における簡便な輸出手続の便益を得ることができている。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

国際的な信頼の獲得により得られる便益を金銭価値化することは困難。また、これに伴う、企業等における便益を金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生して



いることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

昨年国際輸出管理レジームにおいて規制対象外とすることが合意された貨物について、許可申請手続きが不要となり、貿易に係る事務手続きの負担が軽減されるが、これに伴う、企業等における遵守費用（人件費、事務費等）を金銭価値化することは困難。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回の新たな輸出規制によって、輸出先国・地域や貨物及び技術の内容次第では不許可となり、貨物等が輸出できなくなる場合があり、事業者の輸出活動が制限される可能性がある。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記分析のとおり、今般の措置における規制の規制対象となる貨物及び技術の追加によって、企業等に許可申請手続きに係る作業コストに一定の増大は生じるものの、規制対象外となる貨物及び技術については、当該費用の軽減（＝便益）が見込まれる。

また、本改正は、国際輸出管理レジームでの合意に基づくものであり、必要不可欠なものであるが、改正案の導入によって、国際的な合意における貨物及び技術の管理について、国際協調の

下で我が国が着実に実施することで、国際的な平和及び安全の維持に寄与し国際的な信頼の獲得が可能となる。他方、導入を行わない場合、国際協調の下での輸出及び技術の管理に不備をきたすことになり、これまで築きあげてきた国際的な信用を大きく損ねる可能性がある。加えて、これらは、我が国企業等の正常な貿易活動を促進し、外為法の最終目的である我が国経済の健全な発展への寄与を実現するものであり、我が国にとっては安全保障上及び経済上の両方のプラス効果が見込まれる。

したがって、上記のとおり、一定の費用を考慮しても、我が国企業等の正常な貿易活動を促進するなど、より大きな便益があることから本改正案を導入することは必要不可欠であるといえる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今般の措置は、国際輸出管理レジームでの合意を踏まえ規制対象となる貨物及び技術の追加等を行うものであり、代替案はない。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

国際輸出管理レジームにおいて毎年検討されている規制対象となる貨物及び技術の見直しに係る合意形成において、安全保障に係る有識者・業界団体からの意見を聞いている。

## 8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点

で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

国際輸出管理レジームにおいて、国際協調的な輸出管理の規制対象となる貨物及び技術の見直しにかかる検討は、毎年実施されている。これに合わせ、我が国でも従来よりおおよそ 1 年に 1 回の頻度で関係法令の見直しが必要となっており、次回の見直しのタイミングで事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

国際輸出管理レジームの会合等において、最新の技術動向を把握しつつ、毎年検討されている規制対象となる貨物及び技術の見直しに係る合意形成の過程で国内の事業者意見に聞く際、今回の改正によって、国際的な不整合が生じているかについて、レビューを行うこととする。